

令和 5 年度

鳥取県包括外部監査報告書
及びこれに添えて提出する意見

「コロナを越える経済対策に向けた事業に係る
財務事務の執行について」

鳥取県包括外部監査人
税理士 牧 野 芳 光

目 次

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 第1章 | 監査の概要..... | 1 |
| 第1 | 監査の種類..... | 1 |
| 第2 | 選定した特定の事件(テーマ) | 1 |
| 第3 | 監査の対象とした理由..... | 1 |
| 第4 | 監査を実施した期間..... | 1 |
| 第5 | 監査対象機関..... | 1 |
| 第6 | 監査の方法..... | 2 |
| 第7 | 監査の視点..... | 2 |
| 第8 | 監査手続..... | 3 |
| 第9 | 包括外部監査の実施者..... | 3 |
| 第10 | 利害関係 | 3 |
| 第2章 | 監査対象の概要..... | 4 |
| 第1 | 鳥取県の経済環境..... | 4 |
| 1 | 鳥取県の人口及び事業所等の状況..... | 4 |
| 2 | 鳥取県の生産活動の状況..... | 9 |
| 第2 | 監査対象とした経済対策に向けた事業 | 10 |
| 第3章 | 監査の結果..... | 14 |
| 第1 | 商工労働部商工政策課..... | 14 |
| 1 | 中小企業経営力強靱化推進事業..... | 14 |
| 2 | コロナ克服「攻めの感染対策」支援事業..... | 18 |
| 3 | SDGs循環経済モデル創出事業..... | 20 |
| 4 | 【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業..... | 22 |
| 5 | 【SDGs企業認証】企業版ふるさと納税タイアップ事業..... | 25 |
| 第2 | 商工労働部立地戦略課／企業支援課 | 27 |

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 1 | 鳥取県産業成長応援補助金..... | 27 |
| 第3 | 商工労働部立地戦略課..... | 40 |
| 1 | 企業立地事業補助金..... | 40 |
| 2 | とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金..... | 40 |
| 第4 | 商工労働部企業支援課..... | 43 |
| 1 | ポストコロナを見据えた商店街等新展開支援事業..... | 43 |
| 2 | 戦略的事業承継推進モデル構築事業..... | 52 |
| 3 | 【SDGs企業認証】持続可能な企業経営金融支援事業..... | 56 |
| 第5 | 商工労働部通商物流課..... | 57 |
| 1 | 国際航空貨物ルート構築推進事業..... | 57 |
| 2 | デジタルグリーン物流推進支援事業..... | 58 |
| 3 | 物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業..... | 65 |
| 4 | ハイブリッド型海外需要獲得強化事業..... | 66 |
| 第4章 | 指摘及び意見の件数..... | 72 |
| 第5章 | 総評..... | 73 |

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

コロナを越える経済対策に向けた事業に係る財務事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

新型コロナウイルスの特性に応じた対策を迅速かつ機動的に行うことで、新型コロナウイルスに立ち向かうとともに、経済・雇用・県民の暮らしを支え、新型コロナウイルスを越える必要があるとして、県は政策のひとつとして「ポストコロナの産業・雇用へ」を取り上げ各種事業を展開している。

これらの事業については、国からの補助事業も多く取り組まれており、予算面ではかなりの額を占め、ポストコロナに対する手厚い政策がとられている。

今回の包括外部監査においては、このうち、経済対策に着目し、100%の国庫補助事業については対象外として、これを除くそれぞれの関連事業が適正に執行され、その経済性・効率性・有効性が適切に確保されているかについて検討することとした。

最近、一部のコロナ関連の補助金で不正受給があったとの新聞報道もあったが、補助金に対する県民の視線は厳しいものがあると考え、これらの事業が適正に執行され、その経済性、効率性、有効性が適切に確保されているかどうかについて検討することは県民の関心も高いところであると考え、「コロナを越える経済対策に向けた事業に係る財務事務の執行について」を本年度の監査テーマに選定した。

第4 監査を実施した期間

令和5年4月1日から令和6年1月5日まで

第5 監査対象機関

- ・ 商工労働部
- ・ 鳥取県商工会連合会
- ・ 鳥取商工会議所

第6 監査の方法

- 1 監査対象事業の概要把握のため、所轄部署の担当者へのヒアリングを実施した。
- 2 監査の対象年度の事業が適切に行われているかを確認するため、所轄部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。
- 3 間接補助事業主体である商工団体のうち、鳥取県商工会連合会及び鳥取商工会議所に対し、事業の実施状況等を確認するため臨場した。

第7 監査の視点

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項（住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を挙げるべき原則）及び第15項（組織及び運営の合理化に努めるべき原則）の規定の趣旨を達成するため、必要と認める特定の事件について監査を行うこととされている。（地方自治法第252条の37第1項）

いわば、包括外部監査人が行う監査は、住民の福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性をベースに地方公共団体の事業のあり方を新たな観点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、実施するものである。

私達4人は税理士であり、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念に沿って、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としており、日常において、納税者たる県民の声を受け止める立場にある。

県民に自ら進んで納税してもらうためには、県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄遣いは県民の納税意欲を減退させることにつながると考える。

我々はこのたびの包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負うつもりで県民の目線で監査することを心がけた。

具体的には次の着眼点で監査した。

- 1 関係法令、条例及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- 2 経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E」）の観点から、合理的に実施されているか。

なお、本報告書において、「指摘」又は「意見」として付した事項については、「指摘」、「意見」の内容をそれぞれ次のとおり定義している。

「指摘」：関係法令、条例及び諸規程等の違反、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要であると考えられる事項

「意見」：関係法令、条例及び諸規程等の違反ではないが、経済性、効率性、有効性の観点から是正措置の検討が望まれる事項

第8 監査手続

次の日程により、各担当課から関係書類の説明を受け、ヒアリング及び監査を実施した。

また、関係先に対し実施状況の確認を行った。

| 監査対象機関 | 実施日 |
|---|-------------------|
| 準備調査（事前提供資料を受け監査方針等を策定） | 5月19日(金)～6月26日(月) |
| 予備調査（通商物流課、企業支援課、産業未来創造課、立地戦略課、販路拡大輸出促進課） | 6月27日(火) |
| 予備調査（商工政策課、財政課、行財政改革推進課、人事企画課） | 6月30日(金) |
| 本監査（通商物流課、商工政策課） | 7月26日(水) |
| 本監査（企業支援課、立地戦略課、産業未来創造課） | 7月31日(月) |
| 本監査（立地戦略課） | 8月1日(火) |
| 本監査（商工政策課、立地戦略課、企業支援課） | 8月2日(水) |
| 本監査（商工政策課、立地戦略課、企業支援課） | 8月3日(木) |
| 本監査（企業支援課、産業未来創造課） | 8月29日(火) |
| 本監査（商工政策課、立地戦略課、企業支援課、通商物流課） | 9月4日(月) |
| 本監査（鳥取県商工会連合会） | 9月20日(水) |
| 本監査（鳥取商工会議所） | 9月22日(金) |
| 本監査（立地戦略課） | 9月28日(木) |
| 本監査（商工政策課） | 10月23日(月) |
| 本監査（企業支援課、産業未来創造課、通商物流課） | 10月25日(水) |
| 本監査（立地戦略課、企業支援課） | 10月27日(金) |

上記の他に、外部監査人の事務所等で監査状況等の協議及び報告書の作成を実施した。

第9 包括外部監査の実施者

| | | | |
|----------|-----|----|----|
| 外部監査人 | 税理士 | 牧野 | 芳光 |
| 外部監査人補助者 | 税理士 | 音田 | 勝正 |
| 外部監査人補助者 | 税理士 | 入江 | 聡 |
| 外部監査人補助者 | 税理士 | 駿同 | 利明 |

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 鳥取県の経済環境

1 鳥取県の人口及び事業所等の状況

鳥取県経済を支える県内の人口及び事業所等の状況は次のとおりである。

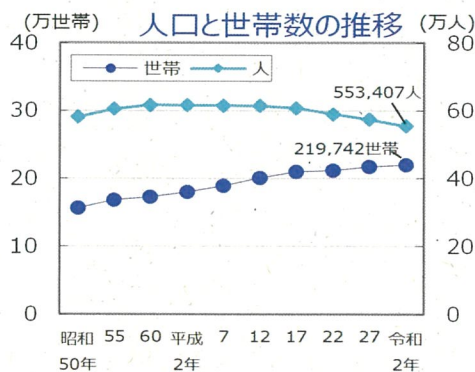
(出典：令和5年版鳥取県勢要覧／鳥取県発行)

人口

人口に関する主な指標

| 指標名 | 鳥取県 | 全国 | 年次 |
|----------------------------|--------|--------|----|
| 人口密度(1km ² 当たり) | 157.8人 | 338.2人 | R2 |
| 老年人口割合(65歳以上) | 32.5% | 28.7% | R2 |
| 人口増加率 (H27年度比) | △3.5% | △0.7% | R2 |

資料 総務省「令和2年国勢調査」

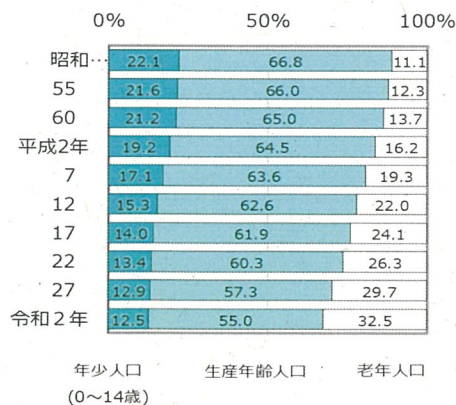


(人口)

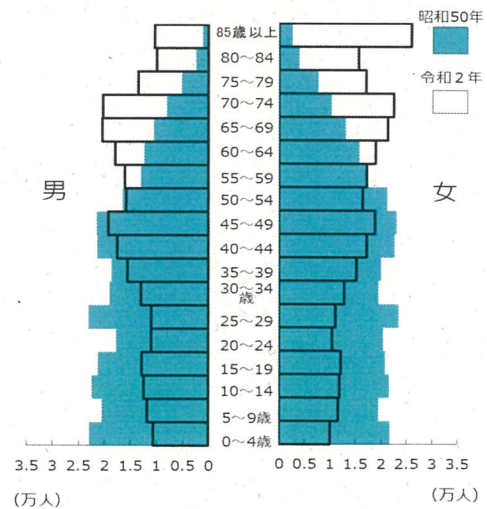
令和2年国勢調査によると、本県の人口は553,407人、総世帯数は219,742世帯で、平成27年に比べ、人口は20,034人の減少、総世帯数は2,848世帯の増加となっており、令和2年の1世帯あたりの人員は2.44人で、平成27年に比べ、0.13人の減少となっています。

年齢3区分別人口割合の推移を見ると、年少人口(0～14歳)割合は低下する一方、老年人口(65歳以上)割合は上昇しています。

年齢3区分別人口割合



鳥取県の人口ピラミッド



人口及び世帯数 (各年10月1日)

| 年次 | 世帯数 (総世帯) | 人口 | | | 前回に対する人口増減 | | 1世帯あたり人員 (一般世帯) | 人口密度 (1km ² 当たり) |
|-------|--------------|---------|---------|---------|------------|------|--------------------|--------------------------------|
| | | 総数 | 男 | 女 | 人 | % | | |
| 平成12年 | 201,067 | 613,289 | 293,403 | 319,886 | △1,640 | △0.3 | 3.00 | 174.9 |
| 17 | 209,541 | 607,012 | 290,190 | 316,822 | △6,277 | △1.0 | 2.83 | 173.1 |
| 22 | 211,964 | 588,667 | 280,701 | 307,966 | △18,345 | △3.0 | 2.71 | 167.8 |
| 27 | 216,894 | 573,441 | 273,705 | 299,736 | △15,226 | △2.6 | 2.57 | 163.5 |
| 令和2年 | 219,742 | 553,407 | 264,432 | 288,975 | △20,034 | △3.5 | 2.44 | 157.8 |

資料 総務省「国勢調査」

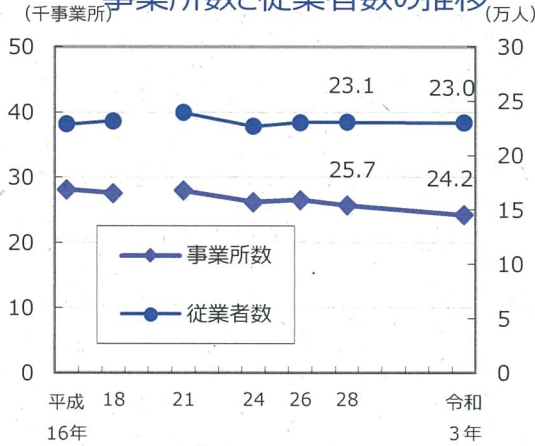
(事業所)

令和3年の民営事業所数は24,242事業所、従業者数は230,055人となっています。

従業者規模別で見ると、1～4人の事業所が半数以上を占めています。

また、産業別割合を見ると、事業所数は「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」の順となっており、従業者数では「卸売業、小売業」「医療、福祉」「製造業」の順となっています。

事業所数と従業者数の推移

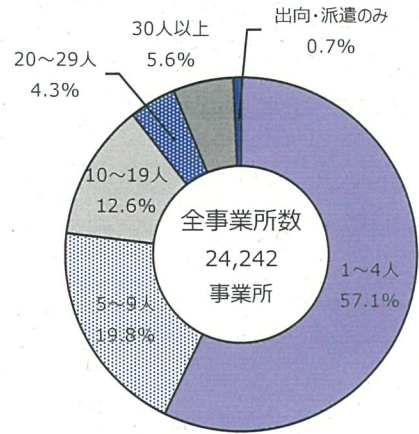


※平成18年までは事業所・企業統計調査、平成21年以降は経済センサス。

事業所に関する主な指標

| 指標名 | 鳥取県 | 順位 | 全国 | 年次 |
|----------------|--------|----|--------|----|
| 事業所数 (人口千人当たり) | 44.2 | 26 | 41.1 | R3 |
| 第2次産業事業所割合 | 15.22% | 41 | 17.45% | R3 |
| 第3次産業事業所割合 | 82.98% | 9 | 81.73% | R3 |

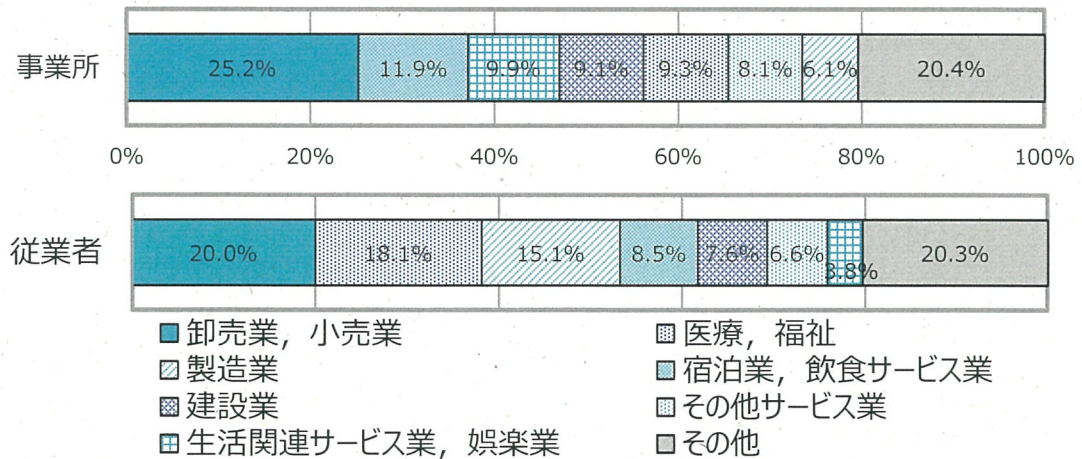
従業者規模別の事業所数割合



資料 総務省・経済産業省

「令和3年経済センサス-活動調査」

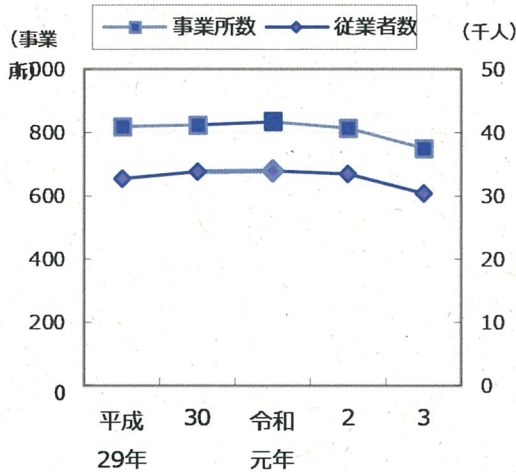
事業所数・従業者数の産業別割合(令和3年)



資料 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

製造業

事業所数・従業者数の推移

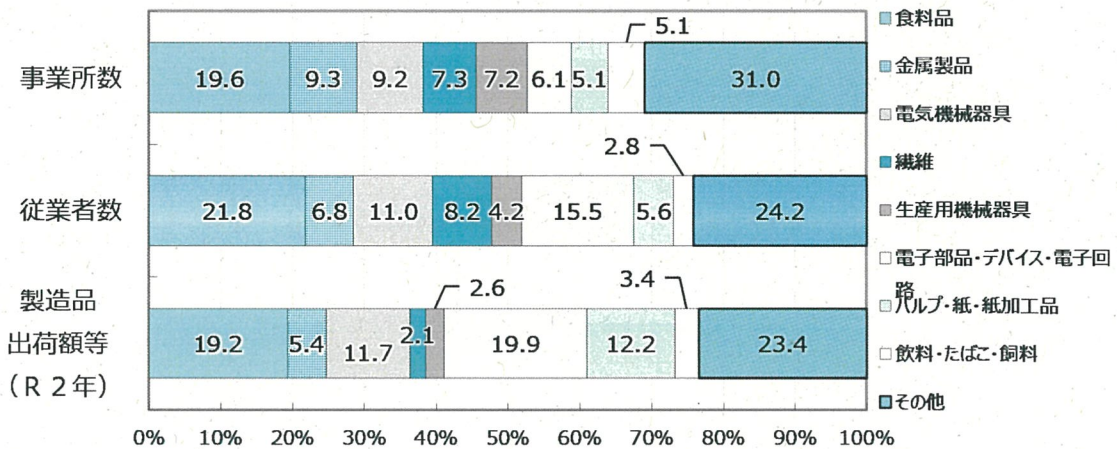


(製造業)

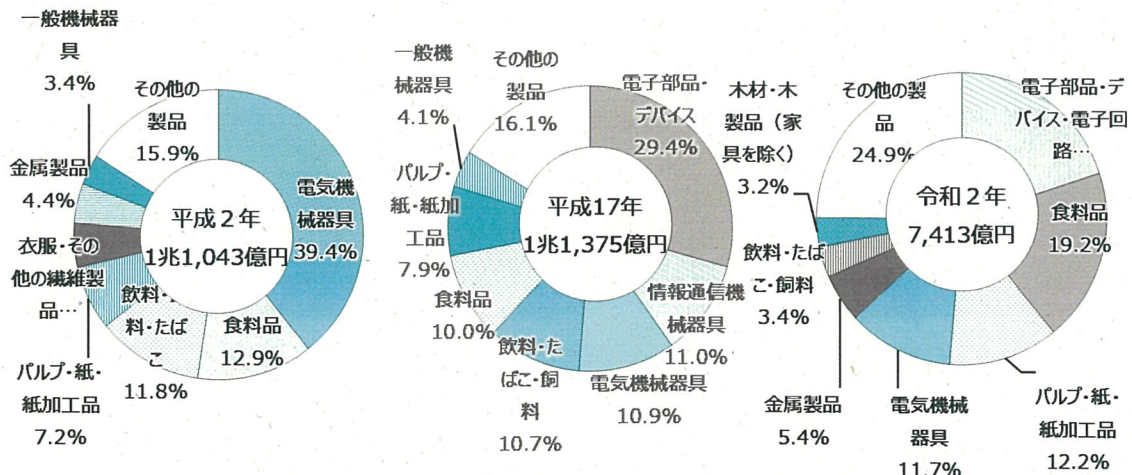
令和3年の製造業の事業所数は749事業所、従業者数は30,379人となり、いずれも前年より減少しました。

製造品出荷額等の構成比の変化を見ると、平成2年は「電気機械器具※」が最大でしたが、平成17年と令和2年は「電子部品・デバイス」が最大となっています。また、令和2年は「食料品」の構成比も「電子部品・デバイス・電子回路」に肉薄する大きさとなっています。

産業別事業所数、従業者数、製造品出荷額等の構成比 (令和3年)



産業別製造品出荷額等の構成比の変化



※平成2年の「電気機械器具」は、平成17年以降の「電子部品・デバイス」及び「情報通信機械器具」も含まれる。

資料 経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス」
従業者4人以上の事業所

製造業

(鉱工業指数)

令和4年の鉱工業指数（平成27年＝100）は、生産指数が95.5、出荷指数が101.6、在庫指数（年末）は127.4となっています。

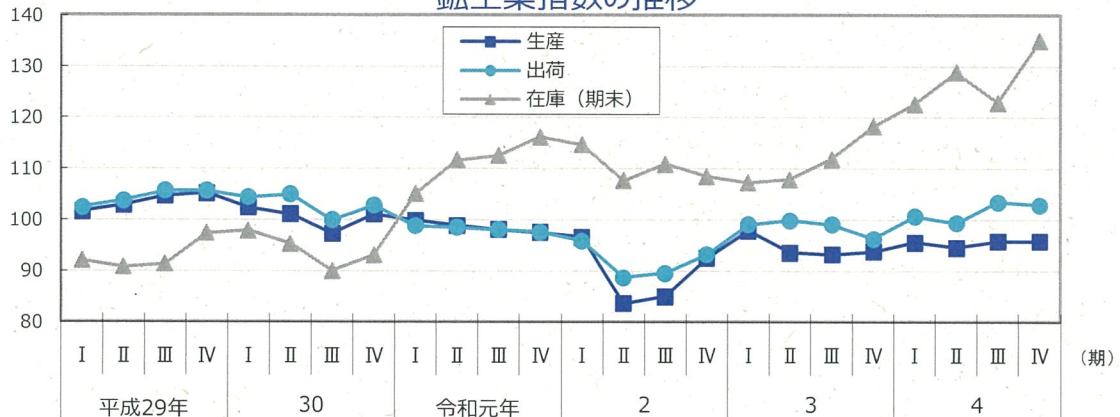
このうち、生産指数を業種別に見ると、前年と比べて、「金属製品工業」、「食料品・たばこ工業」など多くの業種で上昇しましたが、「汎用・生産用・業務用機械工業」、「木材・木製品工業」、「ゴム製品工業」では大きく低下しました。

製造業に関する指標

| 指標名 | 鳥取県 | 順位 | 全国 | 年次 |
|---------------------|---------|----|-------------|----|
| 製造品出荷額等 | 8,441億円 | 45 | 330兆2,200億円 | R3 |
| 付加価値額 (従業者1人当たり) | 9,099千円 | 45 | 13,820千円 | R4 |

資料 総務省・経済産業省「経済構造実態調査」

鉱工業指数の推移



※生産及び出荷は四半期平均、在庫は四半期末の数値。(季節調整済)

資料 県統計課「鳥取県鉱工業指数」

業種別鉱工業生産・出荷・在庫指数

| 業種 | 生産 | | | 出荷 | | | 在庫 | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R2 | R3 | R4 | R2 | R3 | R4 | R2 | R3 | R4 |
| 鉱工業 | 89.4 | 94.8 | 95.3 | 91.9 | 98.6 | 101.5 | 104.5 | 116.1 | 132.7 |
| 鉄鋼・非鉄金属工業 | 86.0 | 93.8 | 89.9 | 86.1 | 98.0 | 91.9 | 115.5 | 120.1 | 117.3 |
| 金属製品工業 | 83.1 | 86.6 | 91.8 | 85.3 | 89.7 | 97.8 | 84.9 | 86.5 | 125.0 |
| 汎用・生産用・業務用機械工業 | 79.5 | 93.9 | 76.7 | 75.2 | 92.9 | 77.3 | 103.6 | 70.3 | 69.5 |
| 電子部品・デバイス工業 | 84.5 | 93.5 | 95.5 | 87.7 | 92.9 | 95.7 | 136.5 | 172.7 | 215.7 |
| 電気・情報通信機械工業 | 77.9 | 78.7 | 78.1 | 97.7 | 104.1 | 116.7 | 117.9 | 99.2 | 76.5 |
| 輸送機械工業 | 106.3 | 121.4 | 116.9 | 106.8 | 119.2 | 113.7 | x | x | x |
| 窯業・土石製品工業 | 85.3 | 78.5 | 78.9 | 85.7 | 78.3 | 79.7 | 72.2 | 76.2 | 69.9 |
| プラスチック製品工業 | 215.0 | 236.5 | 237.4 | 216.4 | 238.0 | 238.1 | 108.0 | 113.7 | 114.1 |
| パルプ・紙・紙加工品工業 | 82.2 | 98.0 | 102.1 | 73.3 | 84.9 | 89.3 | 89.1 | 99.9 | 95.0 |
| 食料品・たばこ工業 | 94.3 | 90.6 | 95.8 | 98.1 | 101.2 | 108.8 | 68.4 | 53.2 | 60.1 |
| 繊維工業 | 83.6 | 76.2 | 77.2 | 85.6 | 77.6 | 75.1 | 71.0 | 55.2 | 103.0 |
| 木材・木製品工業 | 97.5 | 103.0 | 90.2 | 97.0 | 103.2 | 91.0 | x | x | x |
| ゴム製品工業 | 75.6 | 86.6 | 74.1 | 74.5 | 82.5 | 69.4 | 150.4 | 198.2 | 195.6 |
| その他工業 | 50.8 | 49.9 | 60.0 | 54.9 | 50.7 | 54.8 | - | - | - |

※生産及び出荷は年平均、在庫は年末の数値。(原指数)

資料 県統計課「鳥取県鉱工業指数」

商業

商業に関する指標

| 指標名 | 鳥取県 | 順位 | 全国 | 年次 |
|---------------------------|--------------|----|--------------|----|
| 卸売業事業所数 (人口千人当たり) | 2.15 事業所 | 29 | 2.13 事業所 | R3 |
| 小売業事業所数 (人口千人当たり) | 7.64 事業所 | 18 | 6.02 事業所 | R3 |
| 小売業の年間商品販売額 (従業者1人当たり) | 19,641 千円 | 21 | 20,613 千円 | R2 |

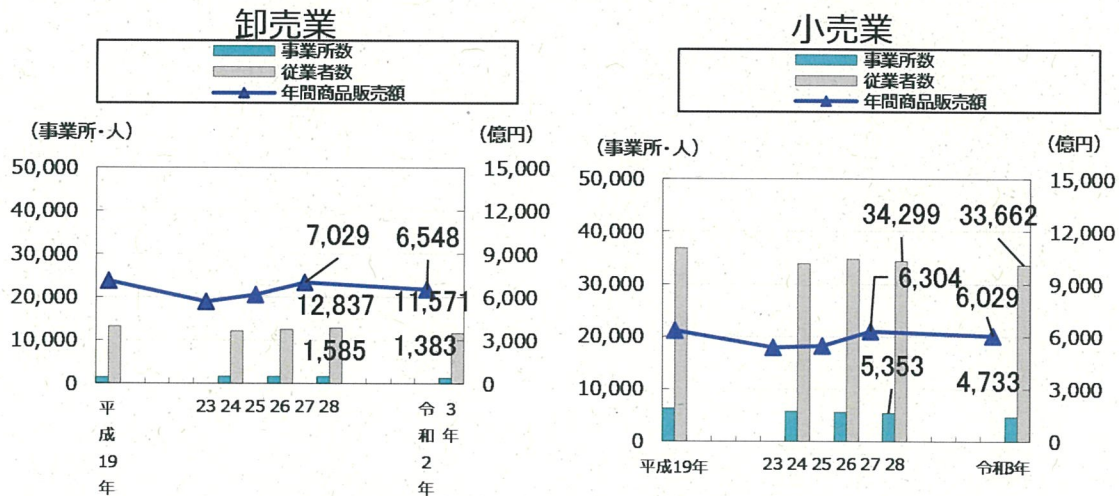
資料 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス」
総務省「人口推計年報」

(商業)

令和3年経済センサス-活動調査によると、卸売業の事業所数は1,383事業所、従業者数は11,571人になっています。また、業種別商品販売額では「農畜産物・水産物卸売業」の占める割合が最も高くなっています。

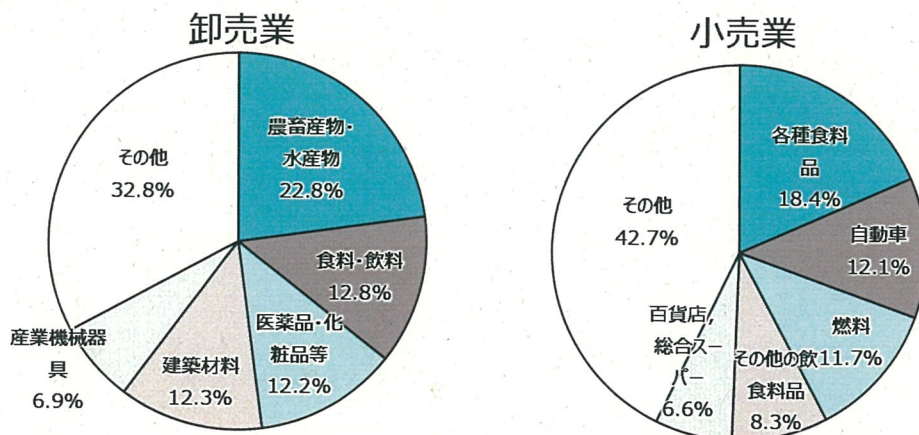
一方、小売業の事業所数は、4,733事業所、従業者数は33,662人となっています。また、業種別商品販売額では「各種食料品小売業」の占める割合が最も高くなっています。

商業における事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移



平成19年、平成26年は経済産業省「商業統計調査」、平成24年、平成28年、令和3年は総務省・経済産業省「経済センサス」

業種別年間商品販売額構成比 (令和3年)



資料 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

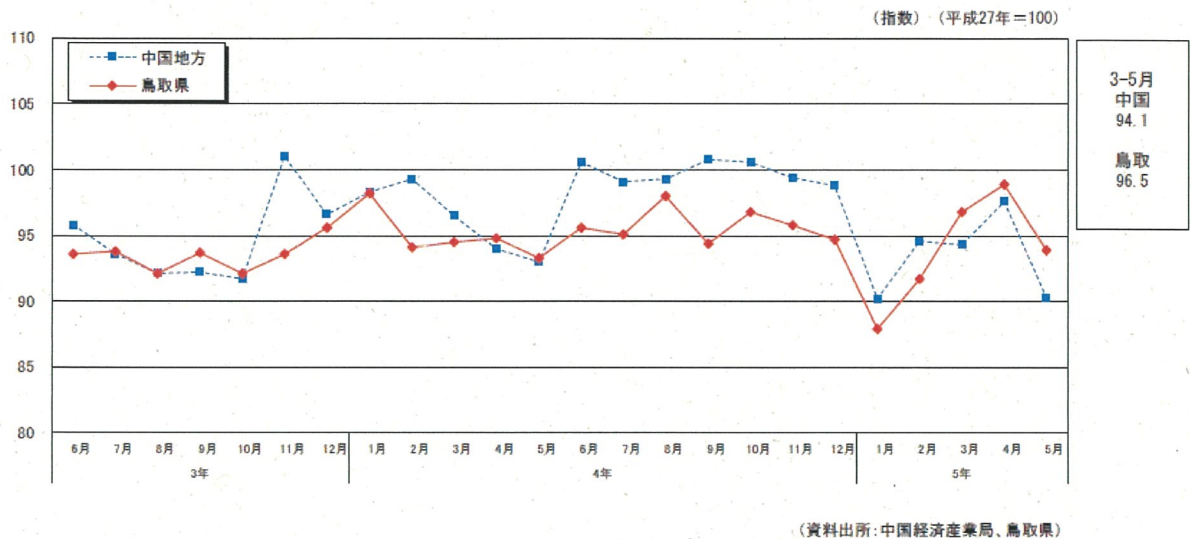
2 鳥取県の生産活動の状況

鳥取県内の経済情勢は、直近の総括判断(令和5年7月判断)では「持ち直ししている」とされ、その中で、生産活動は「持ち直しつつある」とされている。

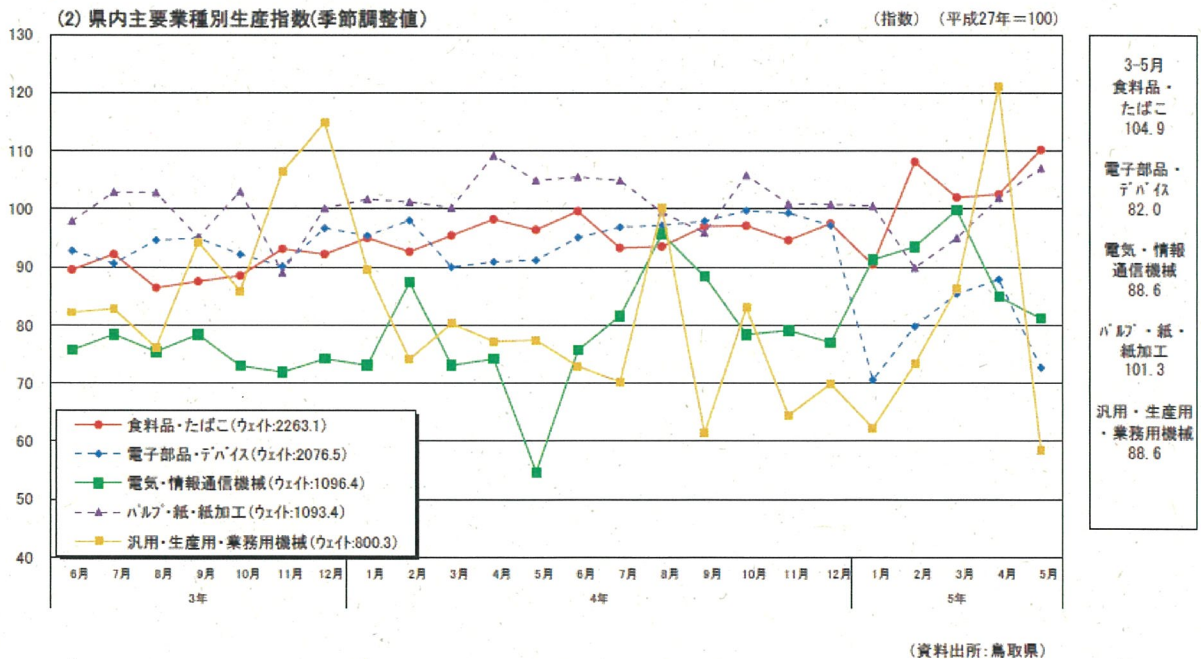
また、「鉱工業生産指数(季節調整値)」及び「県内主要業種別生産指数(季節調整値)」は、次のとおりである。

(出典：鳥取県内の経済情勢／令和5年7月財務省中国財務局鳥取財務事務所作成)

(1) 鉱工業生産指数(季節調整値)



(2) 県内主要業種別生産指数(季節調整値)



※ 「鉱工業生産指数」とは、鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産、出荷、在庫に係る諸活動、製造工業の設備の稼働状況、各種設備の生産能力の動向、生産水準を示すもの。

※ 「季節調整」とは、経済統計の時系列データから季節要因を取り除き、分析しやすい形にすること。

第2 監査対象とした経済対策に向けた事業

鳥取県の令和4年度における予算編成においては、コロナを越えるとして、「Ⅰ命と健康を守り抜く」、「Ⅱポストコロナの産業・雇用へ」、「Ⅲポストコロナのふるさとへ」、そして「Ⅳ安心安全・エコライフ」との大きな目標を掲げ、積極型予算を編成している。

この中で、予断を許さない新型コロナ対策に万全を期すとともに、「ポストコロナの産業・雇用へ」として、コロナを越える経済対策をはじめ各種事業への積極的な予算編成が行われ、コロナ禍の影響を受けた幅広い業種・地域では、その執行に大きく期待するところである。

については、「ポストコロナのふるさとへ」及び「安心安全・エコライフ」での予算編成も含み、次の主要事業のうち、経済対策に係る事業を監査対象とすることとし、効率的かつ効果的な監査を実施するため、監査対象を、後述「本年度監査の対象事業」のとおりにした。

＜当初予算額＞

(※補正分)

| | | |
|-----|----------------------------|--------------|
| I | 命と健康を守り抜く | (163 億円) |
| II | ポストコロナの産業・雇用へ | (162 億円) |
| | ＜コロナを越える経済・雇用対策＞ | 90 億円 |
| | ・ 中小企業経営力強靱化推進事業 | 14,708 千円 |
| | ・ コロナ克服「攻めの感染対策」支援事業 | 25,323 千円 |
| | ・ 企業立地事業補助金 | 2,919,133 千円 |
| | ・ 戦略的事業承継推進モデル構築事業 | 10,640 千円 |
| | ・ 国際航空貨物ルート構築推進事業 | 10,000 千円 |
| | (その他事業) | |
| | ＜デジタルなど新産業の創造＞ | 31 億円 |
| | ・ 鳥取県産業成長応援補助金 | 1,969,398 千円 |
| | ・ ポストコロナを見据えた商店街等新展開支援事業 | 41,160 千円 |
| | ・ デジタルグリーン物流推進支援事業 | 5,500 千円 |
| | ・ 物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業 (補正) | (※45,000 千円) |
| | ・ ハイブリッド型海外需要獲得強化事業 | 13,000 千円 |
| | (その他事業) | |
| III | ポストコロナのふるさとへ | (169 億円) |
| | ＜新しい人の流れの創出と新時代の観光立県＞ | 34 億円 |

| | | |
|----|------------------------------|-----------|
| | ・とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金 | 21,400 千円 |
| | (その他事業) | |
| IV | 安心安全・エコライフ | (170 億円) |
| | 《SDGs の実践による持続可能な地域づくり》 | 14 億円 |
| | ・SDGs 循環経済モデル創出事業 | 9,092 千円 |
| | ・【SDGs 企業認証】経営伴走サポート事業 | 5,600 千円 |
| | ・【SDGs 企業認証】企業版ふるさと納税タイアップ事業 | 11,092 千円 |
| | ・【SDGs 企業認証】持続可能な企業経営金融支援事業 | 14,261 千円 |
| | (その他事業) | |

本年度監査の対象事業

(単位：千円)

| 【商工労働部】 | | | 当初予算額 (※補正分) |
|--------------|--------------------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 商工政策課 | 中小企業経営力強靱化 推進事業 | 中小企業経営力強靱化プロ グラム推進事業 | 6,208 |
| | | 中小企業経営力強靱化補助 金 | 8,500 |
| | コロナ克服「攻めの感染 対策」支援事業 | ビヨンドコロナ型ビジネスモ デル実装推進補助金 | 20,323 |
| | | 安心・安全事業継続支援補 助金 | 5,000 |
| | SDGs循環経済モデル創出事業 | | 9,092 |
| | 【SDGs企業認証】経 営伴走サポート事業 | SDGs企業認証サポート 窓口運営事業 | 1,000 |
| | | 認証取得支援事業 | 1,800 |
| | | SDGs経営転換支援事業 等 | 2,800 |
| | 【SDGs企業認証】企業版ふるさと納税タイアップ 事業 | | 11,092 |
| | 立地戦略課／企業 支援課 | 鳥取県産業成長応援補 助金 | 小規模事業者挑戦ステージ |
| 生産性向上挑戦ステージ | | | |
| 成長・挑戦ステージ | | | 118,121 |
| 成長・規模拡大ステージ | | | 1,308,053 |
| 一般投資支援 | | | |
| 成長企業応援セミナー開催 | | | |
| | | | 社宅整備費補助金 |
| 立地戦略課 | 企業立地事業補助金 | | 2,919,133 |
| | とっとり先駆型ラボ誘 致・育成補助金 | 事前調査支援 | 2,400 |
| | | オフィス設置支援 | 10,000 |
| | | 研究開発拠点設置支援 | 9,000 |
| 企業支援課 | ポストコロナを見据え た商店街等新展開支援 事業 | 商店街等新展開支援事業補 助金 | 35,000 |
| | | 商店街等デジタル活用強化 支援事業 | 6,160 |
| | 戦略的事業承継推進モ デル構築事業 | 中山間地域の持続に向けた 事業承継推進モデル構築事 業 | 7,389 |
| | | 「起業型」事業承継推進モデ ル構築事業 | 3,251 |
| | 【SDGs企業認証】持続可能な企業経営金融支援事 業 | | 14,261 |
| 通商物流課 | 国際航空貨物ルート構築推進事業 | | 10,000 |
| | デジタルグリーン物流推進支援事業 | | 5,500 |

| | | | |
|-------|---------------------------|------------------------|---------|
| 通商物流課 | 物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業(補正予算) | | ※45,000 |
| | ハイブリッド型海外需要獲得強化事業 | 海外市場オンラインビジネス視察 | 1,000 |
| | | ライブコマース海外テストマーケティングの実施 | 4,000 |
| | | バーチャル鳥取県ショールームの開設 | 3,000 |
| | | ハイブリッド型マッチング商談会 | 5,000 |

第3章 監査の結果

第1 商工労働部商工政策課

1 中小企業経営力強靱化推進事業

(1) 事業の概要

県内中小企業による自然災害や新型コロナウイルスに対応したBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）の策定・見直しなど支援するとともに、多様化する経営リスクへの備えを促すことで、社会的信用力の向上及びサプライチェーンの維持を図りながら地域経済の強靱化につなげる。

(2) 事業内容

1. 中小企業経営力強靱化プログラム推進事業 (6,208千円)

| 区分 | 内容 |
|---------|---|
| 普及啓発 | ○（新）経営力強靱化セミナー（年3回） ・気候変動や新型コロナウイルスなど企業を取り巻く新たなサプライチェーンリスクに対する意識啓発を図る。 |
| BCP策定支援 | ○とっとりBCPサポートセンター ・BCP策定及び実行に際し、技術・ノウハウ支援を行うとともに、企業内におけるリスク診断等相談案件に応じて分野別専門家（感染症対策、BCP策定等）による無料相談を実施するなど、専門相談窓口を開設する（商工労働部内）。 ○震災対策アドバイザー派遣 ・企業に専門家を派遣し、ハザードマップに基づくリスク診断等を実施する。 ○企業リスク診断サイト「トリB」 ・インターネット上で企業リスクを簡易的にセルフ診断できる機能を「トリB」に追加し、BCP策定に向けた導入支援を行う。 |
| BCP人材育成 | ○BCPセミナー・BCP策定ワークショップ（年6回） ・専門家の指導のもとに、BCPに係る意識啓発及び策定支援を行う。 ○BCP継続改善スキル研修（年2回） ・実践的模擬訓練や訓練マニュアルの提供によりBCP実効性向上を支援する。 |

2. 中小企業経営力強靱化補助金 (8,500千円)

| 区分 | 対象経費 | 補助率 |
|-------|---|---------------------------------|
| 一般対策型 | BCPの実効性向上や災害対策強化に要する防災措置（蓄電池・止水板・防災備蓄等）、サイバーセキュリティ対策等の導入経費 | 補助率1/2 上限額50万円 (下限額30万円) |
| 地域貢献型 | BCPに基づいて行う地域住民の安心・安全に資する活動（蓄電池等を活用した電力の地域開放、備蓄品の提供等）に要する経費 ※地域住民へ協力する旨の協定等の締結を条件とする。 | 補助率2/3 上限額100万円 (下限額30万円) |

| | | |
|--------------------|--|------------------------|
| (新) サプライチェーンリスク対応型 | サプライチェーンの維持・強化に要する対策や調査等 (元請企業からの情報開示、サプライヤーに対する調査等) に要する経費 | 補助率 1 / 2 上限額 30 万円 |
|--------------------|--|------------------------|

(3) 事業実績 (決算額)

(単位：千円)

| 事業名 | 当初 予算額 | 補正 予算額 | 決算額 | 予算額 －決算額 |
|--------------------|-----------|-----------|-------|-------------|
| 中小企業経営力強靱化 推進事業 | 14,708 | ▲ 4,761 | 9,861 | 86 |

(4) 監査結果

(中小企業経営力強靱化補助金)

ア 補助対象事業費の見積り方法【意見】

鳥取県の会計規則によれば、一般競争入札を原則としながら、この例外として、地方自治法施行令で定める場合に限り、指名競争入札や随意契約を認めている。

また、随意契約を行う場合においては、金額等の基準を設け、例えば予定価格が 20 万円以上の場合にあっては複数の者から見積書を徴するなど、競争原理に基づいた厳格な財務執行の手続を定めている。

これに対して、補助事業者が行う補助対象事業費の見積りについては、補助対象事業に対して鳥取県会計規則がそのまま適用されるものではないものの、この補助対象事業費を基に、補助金が算定され、多額の補助金が投入されることを考えると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額をもって補助金額を算出し、これをもって財務執行されるべきと考える。

については、次のものについては、1 者からしか見積りが徴されておらず、その理由も明確ではないところがあるので、競争原理に基づいた合理的な補助対象事業費を基に補助金を算出すべきであると思われる。

なお、県は、令和 5 年 3 月 10 日付総務部財政課長通知（「補助金等交付事務の適正化について」）により、「補助事業者が行う補助対象事業について、県の会計規則等を参考に、競争原理が働く運用となるよう努める。」旨を発出していることから、今後、より適切な運用が期待できるところであるが、交付申請時の説明資料等に、はっきりと明示し、審査の段階でも、確実にチェックをしていただきたい。

- ① 株式会社A 自家発電設備工事 3,906,870 円
- ② 有限会社B 統合脅威管理装置 1,100,000 円

③ C株式会社 蓄電池システム、ネットワークセキュリティ 1,284,800円

(BCP(事業継続計画)継続改善スキル研修)

イ 研修参加申込書への配慮不足【意見】

県内中小企業による自然災害や新型コロナウイルスに対応したBCP(事業継続計画)の策定等が必要であることから、これに係る研修を実施している。

当該研修の対象者は、広く中小事業者を対象として募りながらも、研修参加申込書の申請者の欄には会社(法人)用の申請者欄のみ刷成されており、参加者名簿を見ると、個人の事業者からの参加申込みはない。

BCP問題は法人に限らず、広く事業者に関わる喫緊の課題と思われることから、個人事業者も参加しやすくするために、様式の改善が必要ではないかと思われる。県民目線でのきめ細かな配慮をお願いしたい。

(経営力強化セミナー)

ウ 収入印紙の貼付漏れ【指摘】

契約書への収入印紙の貼付については、「契約事務処理要領」によると、「契約書等(請負契約書等の印紙税法別表第一の課税物件の欄に掲げる文書)のうち、県が保管する契約書等(変更契約書を含む。)は相手方が作成したものとして収入印紙の貼付及び消印が必要である。契約の相手方に契約書締結の文書を送付する際には、収入印紙の貼付等について併せて付記し、相手方から契約書等を受領する際には、課税額に見合った収入印紙の貼付及び消印について確認すること。」と定められている。

この処理要領に基づき、県が委託契約を行い、県が保管している契約書については、その大部分について、印紙の貼付及び消印が適切に行われていたが、「請書」となっているものや原契約書を変更する「変更契約書」に印紙の貼付漏れが見受けられた。

具体的には、令和4年9月1日に、株式会社Dから県あて提出された次の請書(契約書)には収入印紙の貼付がないが、契約書とは、「文書の名称のいかんにかかわらず、契約当事者間において契約の成立、更新、内容の変更や補充の事実を証明する目的で作成される文書をいう。」とされており、課税文書になると思われる。

後述でも、「収入印紙の貼付漏れ」の指摘をさせていただいているが、他の事業についても収入印紙の貼付及び消印について、点検する必要があると考える。

なお、点検後の収入印紙の貼付漏れ等については、税務署に相談の上、対処する必要がある。

請 書

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）及び本書に定められた各条項を遵守し、信義誠実に履行します。

令和4年9月1日

受注者 住 所

商号又は名称
代表者氏名

下記のとおりお請けします。

記

| | |
|-------|--|
| 名 称 | 経営力強化セミナー（BCPフォーラム）業務 |
| 業務内容 | 別紙経営力強化セミナー（BCPフォーラム）業務仕様書のとおり |
| 契約金額 | 金550,000円 (うち消費税及び地方消費税の額50,000円) |
| 違 約 金 | 遅延日数1日につき契約金額から既済部分に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額 |
| 委託期間 | 令和4年9月1日から令和4年11月30日まで |
| 支払方法 | 精算払 |
| そ の 他 | <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関しては、裏面記載の各条項に従います。 2 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、発注者である鳥取県と協議して決定します。 3 この契約に係る訴訟の合意による専属的合意管轄裁判所を鳥取県鳥取市を管轄する裁判所とすることに同意します。 4 鳥取県の承認を受けないで再委託はしません。 5 履行完了後、30日以内に実績報告書を提出しますので、鳥取県は実績報告書を受理した日から起算して10日以内に検査をしてください。 6 鳥取県は正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る契約金額を受注者に支払ってください。 |

2 コロナ克服「攻めの感染対策」支援事業

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業リスク軽減を図りながら、企業・団体等で取り組む安心・安全な事業継続に向けた取組や、新技術や価値観変容等の動きを捉えたコロナ後における新たな事業継続モデルの構築支援により、県内経済・産業の持続性を確保するとともに、コロナ禍からの本格再生を図る。

(2) 事業内容

ア ビヨンドコロナ型ビジネスモデル実装推進補助金 (20,323 千円) (債務負担行為：令和5年度)

- 県内における広域展開を視野に、新技術や価値観変容などを捉えつつ、コロナ後を見据えた事業継続モデル実装を支援するため、補助金を交付する(20,000 千円)。

| | |
|---------|---|
| 補助対象事業者 | 事業者コンソーシアム（複数企業・団体等を構成員とするグループ） ※新規性の高い事業継続モデルを構築するため、異業種間企業連携のほか、県外企業の参画も可とする（管理法人は県内企業・団体とする）。 ※広域的・面的なモデル実装を促進するため、コンソーシアムには関連する団体・組合組織等（飲食・観光団体、事業組合、商工団体など）の参画を必須とする。 ※コロナ禍で大きな影響を受けた業界・業態を対象とする。 |
| 対象事業 | 新技術や価値観変容など複合的に組み込んだ、持続可能な事業継続モデルの構築 [コロナ後を見据えた事業継続モデル(例)] ・観光・飲食エリアにおけるゴーストキッチン(店内飲食機能を持たず、宅配やテイクアウトに特化した飲食業態)の導入 ・仮想空間に店舗を設置し、実際の店舗に近い売買体験ができるオンラインショッピングの展開等 |
| 補助率 | 2/3 |
| 補助上限 | 10,000 千円 |
| 対象経費 | 調査検討費、機械装置費、システム構築費、技術開発・導入費、広報発信費等 |
| 事業期間 | 12ヶ月 |

- 外部有識者による審査会運営費等 (323 千円)

イ 安心・安全事業継続支援補助金 (5,000 千円)

- 新型感染症対応型BCPを策定した県内中小企業・団体を対象に、同BCP実行に要する経費支援のため、補助金を交付する。

| | |
|---------|--|
| 補助対象事業者 | 新型コロナウイルス対応型BCPを策定（又は策定予定）した、県内中小企業・団体 |
| 対象経費 | 新型コロナウイルス対応型BCP実行に要する経費 [対象経費の例] ・Web上の事業活動強化（営業、採用活動等）に要する経費 ・感染拡大時の拠点分散化（サテライト、製造現場、本社等）に必要なネットワーク形成等に要する経費 等 |
| 補助率 | 1/2 |
| 補助上限 | 500千円（下限300千円） |

(3) 事業実績（決算額）

（単位：千円）

| 事業名 | 当初 予算額 | 補正 予算額 | 決算額 | 予算額 －決算額 |
|--------------------|-----------|-----------|-----|-------------|
| コロナ克服「攻めの感染対策」支援事業 | 25,323 | 0 | 0 | 25,323 |

(4) 監査結果

（ビヨンドコロナ型ビジネスモデル実装推進補助金）

ア 予算執行がない事業計画【意見】

コロナ後を見据えた新規性の高い事業の仕組みづくりを支援するとして、複数の事業者や団体等を含む事業者のコンソーシアム（共同事業体）の代表事業者を支援するとして事業を計画されたが、相談程度はあったものの、具体的な取組には至らず、予算の執行はできなかった。

新型コロナウイルス感染症が拡大していた時期でもあり、現状を維持することが最も優先される時期であったと推察されるが、事業者ニーズを捉えた、実効性ある事業計画の策定が望まれる。